

大規模災害時後方支援計画の策定について

都城市役所 総務部危機管理課 参事 藤原 修

1 はじめに

近年、東日本大震災等の教訓を踏まえ、大規模災害発生時に被災自治体と周辺自治体との相互連携による災害対策の必要性が増しています。

特に、都城市をはじめとする宮崎県では、南海トラフ巨大地震発生時に地震動や津波により県下沿岸部において甚大な被害が予想され、内陸部から沿岸地域に対する後方支援活動において、実効的な広域連携体制の構築が求められています。

南九州のほぼ中心に位置し、鉄道や高速道路などの交通結節点として、古くから多くの人やものが交流する街として長く発展してきた都城市においても、かれこれ十年位前から、本市の優位性（アドバンテージ）たる「地の利」を最大限に発揮し、南海トラフ巨大地震時に自治体の垣根を越えて、南九州における活動のハブ（車輪の中心）として迅速かつ継続的に支援できるような「自治体間の横の連携・協調」の枠組みを、本市が主体となって構築できないものかという発想が話に上るようになりました。

そこで、まず「都城市後方支援拠点都市構想（平成 27 年 3 月）」（以下、後方支援構想）¹を具体化し、次に同構想を土台に、周辺の市町と協議を重ね、隣接市町同士が相互に協力しあう「都城市大規模災害時後方支援計画（平成 28 年 7 月）」というひとつの雛形を取りまとめたところです。

さて、今回、「都城市大規模災害時後方支援計画」について貴重な報告の機会を頂きましたので、以下、計画策定の背景・経緯、計画策定の目的（計画に期待する効果）、後方支援活動の概要等について紹介します。

2 都城市の特性

(1) 地勢（地形 水系 植生 交通網 集落等）

都城市は、平成 18 年 1 月 1 日、都城市、山之口町、高城町、山田町、高崎町の 1 市 4 町が合併し、「新都城市」として誕生しました。

本市は、宮崎県の南西部に広がる都城盆地に位置し、北・西に霧島山地、東は鱈塚山地など三方を山に囲まれ、一級河川の大淀川が南から北へ貫流しています。地質は火山性噴火物が堆積してできたシラスが広く分布しています。人口は 15.8 万人（R5. 10. 1 現在）となり、南九州では鹿児島市、宮崎市に次いで 3 番目、市域面積は、653. 36 平方キロメートルで、県内第 2 位となっています。

¹ 南海トラフ巨大地震を念頭に、宮崎県南西地域での後方支援活動に求められる機能について都城市が有する特性・優位性を明らかにし、今後、都城市が後方支援都市として取り組むべき方針を明記したもの。

交通では、九州縦貫自動車道宮崎線、都城志布志道路、5本の国道をはじめ主要地方道が整備され、JR日豊本線・吉都線の2本の鉄道が走り、40キロメートル圏内に宮崎空港、鹿児島空港、宮崎港、志布志港があります。

このため、都城市は、交通の要衝として、また三股町、鹿児島県曾於市・志布志市の一部を含む約25万人の経済圏の中心都市として、さらには南九州の広域交流拠点としてのまちづくりが期待されています。

(2) 過去の主な自然災害

ア 地震災害²

都城市に被害を及ぼす可能性のある地震には、日向灘の巨大地震、日向灘のひとまわり小さい地震及び南海トラフ巨大地震のような海溝型地震と、火山活動によって陸域の浅いところで発生する内陸型地震があります。

代表的な海溝型地震には、^{とんどころ}外所地震（1662年）、安政南海地震（1854年）、日向灘地震（1968年）などがあり、津波を伴う強い地震動により市内はもとより県内において大きな被害がありました。また、代表的な内陸型地震には、えびの地震（1968年）があり、同じく市内はもとより県内において大きな被害がありました。

イ 風水害

都城市では、平成17年台風第14号、令和元年7月梅雨前線豪雨などをはじめとする台風や集中豪雨により大規模な風水害が発生しました。

最近では令和4年台風第14号により、市内全域で200世帯以上の住家の浸水被害³が発生しました。

ウ 火山災害

都城市に被害を及ぼす可能性のある火山災害には、新燃岳の大規模噴火と噴火に伴う広域降灰等による被害があります。

古くは享保の大噴火（1716年）で、多数の死者・負傷者を含む多くの住家が焼失しました。最近の新燃岳噴火（2011年）では、広範囲の大規模降灰により市内の溪流において土石流による住家へ被害の危険性が高まりました。

幸いにして土石流による人的な被害はありませんでしたが、その後、本市の能力だけでは解決不可能な降灰除去の問題が市内各所で発生し、一時、九州地方整備局をはじめとする多くの市町村及び県の土木事務所の支援を頂くこととなりました。

この場をお借りして改めて深謝申し上げます。

² 地震調査研究推進本部「都道府県別の地震関連情報」による。

³ 内閣府「防災情報のページ（災害救助法の適用状況）」による。

3 「都城市大規模災害時後方支援計画」策定の背景及び経緯

(1) 計画策定の背景

近年、東日本大震災のような巨大地震はもとより激甚化・頻発化する集中豪雨による被害は、広範囲にわたり、復旧・復興に長時間を要し、被災自治体のみの能力ではなかなか対応できなくなっています。

このような中、被災地においては、自治体の垣根を越えて迅速かつ継続的に対処できるよう自治体間の横の連携・協調が求められ始めました。

本市においても、広範囲にわたり甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震や霧島山（新燃岳）大規模噴火時の広域降灰等に対し、隣接する市町が連携し、これらの難局を地域ブロックとして、タフに乗り切る、融通性のあるしなやかな広域防災・減災に関する協力関係の構築が急務となってきました。

(2) 計画策定の経緯

平成 27 年 2 月、大規模災害の発生に備え、宮崎県南部地域の市町が平時から連携し、防災・減災に向け各種取組を一丸となって推進するため、「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会（以下、協議会）」⁴を設立しました。

平成 27 年 3 月、本市は、南海トラフ巨大地震では津波により県下沿岸部において甚大な被害が想定されることから、本協議会の設立趣旨を踏まえ、広域連携の一環として内陸部から沿岸部へ有用な後方支援が出来ないかと検討を始め、その後、「後方支援構想」を取りまとめました。

平成 28 年 7 月、本市は、「宮崎縣市町村防災相互応援協定（H8. 8）」⁵の応援項目及び「後方支援構想」をベースに、南海トラフ巨大地震発生時に沿岸部 3 市（宮崎市、日南市、串間市）に対する後方支援活動を旨とした「都城市大規模災害時後方支援計画（以下、後方支援計画）」を作成しました。

その後、本市は、「後方支援計画」を土台として、大規模災害時における広域連携の方向性や活動にあたっての手続き等について協議会メンバーと協議を更に重ね、「協議会災害時広域連携計画（H28. 8）（以下、広域連携計画）」を作成し、現在、協議会専門部会や幹事会の場を通じ、協議会メンバー間の役割分担の考え方等について、逐次、整合を図っております。

⁴ 平成 27 年 2 月 13 日 宮崎県南部の 10 市町により設立。都城市長が会長に就任。南海トラフ巨大地震等に備えて、平時から連携して防災・減災対策の推進に努め、相互協力体制のもと各種施策に対する取組を一丸となって推進するための組織。

⁵ 県内において大規模な災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、円滑に市町村間相互の応援を行うために、「職員の派遣、食料品等の提供、住宅の提供、医療・防疫に必要な資機材等の提供、遺体の火葬のための施設提供、ゴミ・し尿の処理のための施設等の提供、ボランティアの受付等」などについて定めたもの。

4 「都城市大規模災害時後方支援計画」策定の目的（計画に期待する効果）

後方支援計画策定後は、南海トラフ巨大地震発生時、本市が“後方支援拠点”として、発災直後から沿岸部3市に対し、協議会市町と連携し、迅速かつ継続性のある後方支援活動（①後方支援に関する本部機能、②避難者の受入・支援、③救援物資の受入・仕分け・配送、④救出救助・消火・医療救護活動、⑤保健・衛生活動、⑥広域応援部隊等の受入・活動支援）を提供できるようになります。

また、南海トラフ巨大地震・津波を想定した計画ではありますが、様相が異なる災害・被害であっても本計画に示す広域連携の考え方や後方支援活動内容は一定程度適用することができるようになります。

5 「都城市大規模災害時後方支援計画」立案の基礎

(1) 検討シナリオ

ア 想定災害

津波想定は、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表(2012. 8)の11個ケースのうち、宮崎県沿岸に大きな影響を及ぼすケース④及びケース⑩を選定するとともに、宮崎県独自モデル⁶を加えて作成しました。また地震動想定は、同じく内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表(2012. 8)の4個ケースのうち、宮崎県内に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」をもとに作成しました。

イ 被害想定

南海トラフ地震・津波に対する「宮崎県地震・津波及び被害の想定について(H25. 10)（以下、宮崎県被害想定）」では、国（内閣府）の想定及び県・市町の現況を踏まえつつ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震動・津波を念頭に被害規模を算定しました。

ウ 都城市の後方支援活動モデル

東日本大震災時の遠野市の活動事例等を参照しつつ、発災時、沿岸部3市自らの災害応急対策活動と沿岸部3市を支援する国・県の支援活動を勘案し、沿岸部3市単独の能力では十分な対応が困難と懸念される項目を洗い出し、本市の「後方支援構想」をベースに、後方支援の活動の雛形を作成しました。

(2) 都城市の後方支援活動を立案するための前提

- ① 発災時、受援側、支援側ともに、まず自らの市町内の災害対策に全力を尽くすこ

⁶ 東北地方太平洋沖地震における複数の震源が連動して大規模地震となった現象を踏まえ、日向灘で発生する地震による断層破壊が、周辺まで広がった場合の巨大地震（M9.1）のこと。

ととします。

- ② 地の利、即ち、他地域から本市へのアクセス、または本市から沿岸部3市へのアクセスなど、その利便性を最大限に評価することとします。
- ③ 他の地域からの広域応援部隊・災害ボランティアの受入や活動支援などについても考慮します。このため都城インターチェンジ周辺の潤沢な物流・医療・消防インフラや運動公園等の地積を、後方支援拠点等として申入れする旨を準備します。
- ④ 計画策定と並行し、企業や市民等と一体となった後方支援活動推進体制を確立します。

6 「都城市大規模災害時後方支援計画」策定の手順・構成

本計画は、以下の手順・構成にそって策定しました。

(1) Step 1：基本情報シートの作成

受援側・支援側の関係市町が後方支援活動内容または広域連携活動内容を具体的に検討するための共通・共有の基礎データとして、次の情報を取りまとめ、「基本情報シート」を作成しました。

- a. 関係市町の位置・交通等に関する基本情報
- b. 災害・被害に関する情報
- c. 後方支援に関する各種活動拠点情報
- d. 後方支援に関する各種施設・人的資源・物的資源情報
- e. 「南海トラフ巨大地震における国・県の具体的計画」など

(2) Step 2：後方支援活動シナリオの設定

受援側・支援側の関係市町が、地震動や津波による被害に対する後方活動機能やその具体的内容を検討するため、「想定災害」、「被害想定」、「都城市の後方支援活動モデル」を土台として、沿岸部3市の「災害・被害シナリオ」、「沿岸部3市の対策活動シナリオ」、「都城市による後方支援活動シナリオ」を設定しました。

(3) Step 3：後方支援活動機能及びその具体的内容の設定

まず、上記(1)及び(2)に示す基本情報シート、各シナリオを前提として、東日本大震災における遠野市の活動事例、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する国の基本的方針、指定公共機関の防災業務計画、宮崎県地域防災計画等をよく勘案し、「宮崎県市町村防災相互応援協定(H8.8)」の応援項目の中から南海トラフ巨大地震発生時に必要な後方支援機能として、次の6つを選定しました。

- ① 後方支援に関する本部機能
- ② 避難者の受入・支援

- ③ 救援物資の受入・仕分け・配送
- ④ 救出救助・消火・医療救護活動
- ⑤ 保健・衛生活動
- ⑥ 広域応援部隊等の受入・活動支援

次に、選定した6つの後方支援機能を、機能毎に主な活動プロセスに大別した後、業務フローを作成し、業務フローを土台に活動事務を細分化、明確化しました。

上記(1)～(3)に示す手順の詳細は、別添の参考資料1「計画策定の手順・構成」、参考資料2「基本情報シート及び検討シートの構成・ポイント」及び参考資料3「後方支援活動機能の体系」をご参照ください。

7 後方支援活動の具体的内容

(1) 全 般

後方支援活動対策本部の組織体制は別添の参考資料4、後方支援活動の全体像は、別添の参考資料5に示すとおりです。

(2) 機能別業務

ア 後方支援に関する本部機能

(ア) 後方支援活動対策本部の設置・運営と行政支援

- a 後方支援活動の中枢を担う本部組織として、都城市役所本庁舎内に後方支援活動対策本部、北消防署内に支援活動連絡調整所を設置します。
- b 後方支援活動対策本部（本部班・支援活動連絡調整班）は、本部長の意思決定の補佐、現場における各種調整等を行います。
- c 沿岸部3市の行政機能の回復支援を目的として行政支援職員を派遣します。

(イ) 情報収集・伝達と広報活動

- a 市内諸所の後方支援活動拠点との連絡体制を確立し、連絡調整員をもって支援活動の実施状況やニーズについて情報収集、本部の活動方針等の伝達を実施します。
- b 後方支援活動に関する情報を住民に周知するとともに、後方支援活動に関する記録を行います。
- c 沿岸部3市を対象とした安否相談窓口を設置し、安否情報を集約し、閲覧環境を整備します。

イ 避難者の受入・支援⁷

(ア) 被難者の受入・避難所運営

- a 宮崎市・日南市において収容力の不足する 24,791 人を迎え入れることを避難者受入の基本とし、アクセス性を考慮し市内の東部エリアまたは南部エリアに避難所を選定します。逐次、安全性の確認できた施設から避難所を開設し、避難者を受け入れます。
- b 市内の個人宅へ他市から縁故避難等する被災者に関する調査を行うとともに、他市から個人宅への縁故避難等する避難者に対しても物資を配布します。

(イ) 炊き出し活動

避難所自治会、災害ボランティアや赤十字奉仕団等による炊き出し活動を支援することを基本とし、調理施設の無い避難所においては、避難所に近い学校や保育所等の調理施設を利用するほか、学校給食センターの調理施設等を活用します。

(ウ) 入浴支援

- a 入浴を提供する施設までの輸送支援を含む、入浴支援サービスを提供することを基本とし、避難所からの利便性を考慮し、入浴を提供する施設は、「かかしの里 山田温泉」、「かかしの里 ゆぼっぼ」、「青井岳荘」、「ラスパたかざき」とします。
- b 避難者はもとより、災害ボランティアや広域応援部隊への入浴サービスも提供します。

(エ) 仮設住宅⁸の提供

- a 沿岸部 3 市において仮設住宅地が不足する場合は、本市用として使用する予定のない建設候補地を、沿岸部 3 市用の建設候補地として県に申入れします。
- b 他市からの避難者向けの仮設住宅が完成した場合は、本市に選考委員会を設置し、災害のため住家を滅失し、他市から本市内の仮設住宅へ入居を希望する者の募集・選考を行います。

⁷ 南海トラフ巨大地震時、都城市の最大避難所収容能力は 46,843 人、一方、都城市の避難所避難者数は約 10,000 人と算定。他市からの避難者に対し一部の避難所を提供することを想定。

⁸ 仮設住宅の建設は知事が行い、仮設住宅への入居に関する事務は市町村が行うと定め、市町村はあらかじめ建設候補地を定めることとしている。この際、自市町の避難者の受け入れのための仮設住宅であり、他市町からの受け入れは想定していない。一方、東日本大震災では遠野市は県に対し仮設住宅の建設を提案し、県より委任を受けて、他市町の被災者用の仮設住宅の建設を実施している。

ウ 救援物資の受入・仕分け・配送

(ア) 物資センター（広報支援対応）の設置・運営

国からの救援物資の流通が軌道に乗るまでの間、不足する物資を沿岸部3市に供給することを基本とし、県が設置する広域物資流通拠点と連携しつつ、高城運動公園屋内競技場に設置した物資センターにおいて救援物資の受入・仕分け、避難所への配送を実施します。

(イ) 給水活動

沿岸部3市の水道事業者や応援水道事業者と連携し、被災地において給水車両等による応急給水活動を実施します。また、本市内に仮設給水栓を設置し、広域応援部隊や災害ボランティアへの給水も実施します。

(ウ) 燃料の確保・供給活動

各社系列毎の石油供給網の復帰作業と呼応しつつ、市内SS等との協力の下、ドラム缶等を利用した給油により、市民はもとより広域応援部隊や災害ボランティアへの燃料供給を実施します。

エ 救出救助・消火・医療救護活動

(ア) 救出救助活動

宮崎県緊急消防援助隊応援実施計画に準じ、発災後3日間、宮崎県隊として活動することを基本とし、北消防署内の支援活動連絡調整所において資機材の提供の調整、他部隊との連絡調整及び保有車両を使用した必要資機材の運搬を実施します。

(イ) 消火活動

宮崎県消防相互応援協定及び知事の指示により、緊急消防援助隊の一部として消防隊を派遣し、沿岸部3市の消防活動を応援します。

(ウ) 医療救護活動

県の地域災害拠点病院として、または国の域内災害拠点病院やDMAT医療活動拠点として位置づけられている都城市郡医師会病院と密接に連携し、沿岸部3市内の被災者への医療救護を実施することを基本とします。加えて沿岸部3市からの傷病者の後送を念頭に、本市に対する県、赤十字、医師会等医療関係機関からの医療救護班の派遣を要請するとともに、避難所内救護所における医師会や保健師等の巡回医療の支援を実施します。

オ 保健・衛生活動

(ア) 遺体安置受入れ及び遺体の火葬受入れ

沿岸部3市において遺体安置所が不足した場合、県からの要請に応じ都城市武道館において遺体の受入れ⁹を実施します。また沿岸部3市において火葬場の処理能力を上回る場合は、市町村防災相互応援協定に基づき都城市斎場において火葬の受入れを実施します。

(イ) 防疫・保健衛生対策

避難所における感染症の発生状況等の情報を収集し、県や関係機関に情報提供するとともに、健康診断や臨時予防接種を医師会に、保健師による健康相談や栄養士による栄養相談を保健所に、食品衛生管理の調査を保健所及び食品衛生協会に依頼します。加えて高城運動公園屋内競技場物資センターにおいて、食品の衛生管理や消毒を実施します。

(ウ) し尿・ゴミ処理対策

沿岸部3市において下水道管路が被災や停電により浄化が停止した場合、市町村防災相互応援協定に基づき、し尿の収集・運搬、処理を支援します。また緊急性の高いごみについても、都城市クリーンセンターにおいて一般廃棄物(可燃物)を、志和池処分場において一般廃棄物(最終処分場)を、都城市清浄館・都城北諸県地区清掃公社においてし尿処理の受入れ・運搬を実施します。

この際、状況により廃棄物の仮置き場を都城インターチェンジ周辺の空き地等に設置します。

カ 災害ボランティア・広域応援部隊等の受入・活動支援

(ア) 災害ボランティアの受入・活動支援

市内を対象とするボランティアと、沿岸部3市を対象とするボランティアの受付時の混乱をさけるために、都城市災害救援ボランティアセンターとは別に、都城市社会福祉協議会山之口支所内に災害ボランティアセンターを設置し、情報収集及び受付等を実施します。また災害ボランティアセンターと被災現場との輸送サービスはもとより、災害ボランティア用の宿泊・入浴施設として高城健康増進センター・観音さくらの里温泉を斡旋・提供することを準備しています。

⁹ 受け入れに際し、遺体処置票・遺留品処理票を作成。死体検案書の作成を医師に要請し、身元確認が終わったご遺体については埋火葬許可証を発行する。

(イ) 広域応援部隊（消防）等の受入・活動支援

広域応援部隊（消防）等の駐車、給油、休憩のための進出拠点として、都城市公設地方卸売市場を提供するとともに、同地において活動を支援します。また、部隊の宿泊・入浴施設として高城健康増進センター・観音さくらの里温泉を提供することを準備しています。

8 “都城市の後方支援構想”から“協議会市町の広域連携計画”へ

以上、都城市大規模災害時後方支援計画の骨子について記述してまいりましたが、前述したとおり、本市は、平成28年7月に後方支援計画を概成させ、その後、協議会会長として協議会市町に対し同計画を提示し、平成28年8月に南海トラフ巨大地震時に、協議会市町がいかに同計画を土台として、実際に行動するか、その連帯・協調を具体的に落とし込んだ広域連携計画を取りまとめたところです。

また、最近では、協議会会長として更に広域連携計画(H28.8)を、受援側と応援側の視点から照合し、協議会市町が役割・事務の分担を齟齬無く履行できるか確認作業を進めています。加えて協議会（地域ブロック）というまだまだ県内では聞きなれない立場で、宮崎県総合防災訓練等に参加し、国・県の主催する災害対応の枠組みの中で、協議会（地域ブロック）という特殊な階層で、いかに混乱無く対処出来るか、特に、県と沿岸部3市の間に立って、“屋上屋的な組織”にならず、南海トラフ巨大地震発生時にいかに合理的かつ実際に仲立ちができるか検証しているところです。

加えて、協議会市町の首長から協議会会長への申出や提案に対し、協議会としての確に合意を形成するプロセスなど、全体の舵取りのメカニズムについて、最適解を得るための検討も重ねています。特に、沿岸部3市の首長の関心事項を先行的に把握し、県・関係機関の支援活動の焦点と時間的・内容的にうまくマッチングさせ、適時適切に県へ協力・申入れできるような要領について検討しております。

更には、広域連携計画自身の融通性を高めるため、新たに新燃岳の大規模噴火と噴火に伴う広域降灰時の対応などを想定し、沿岸部3市から内陸部市町に対する「逆方向の後方支援活動のあり方」についても協議を始めようとしております。

9 終わりに

防災・減災施策を講じることにより災害を完全に封じ込むこと以上のものではありませんが、近年、我々の手当てを超えて災害が発生します。そこで、東日本大震災以降、新たに「災害に対する対応力」という趣旨の“災害レジリエンス”という言葉をよく耳にするようになりました。レジリエンスの定義や解釈には多少差異がありますが、レジリエンスとは、被害の発生を前提とし、「従来の予防対応に加え、発災後から終息するまでの流れを見通し、総合的に災害に向き合い、しなやかな対応により災害を乗り切ること」

と解説され、その上で、今後はレジリエンスを高めるための取組が肝要と書き加えてあります。

さて、このような中、本市をはじめとする協議会市町は、後方支援計画や広域連携計画を土台とし、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震や日向灘地震に対し、沿岸部3市（受援側）と内陸部市町（応援側）との連携要領について、ひと通り共有を図り、現状、大災禍への備えは概成しつつあるところです。

翻って、これらの後方支援計画等をレジリエンスという新たな観点で改めて捉えてみますと、これまでは協議会市町の保有する災害対応に必要な各種リソース（人、物、施設等）の配分について、塩梅や最適解の検討に専一していたため、レジリエンスを高めるための取組についてはやや後手に回っていると認識しております。

特に、レジリエンスを高める取組においては、沿岸部3市の悩みの種（脆弱な部分）に対し、発災直後から迅速かつ混乱無く“支援を集中できるか”、またはその後、終息まで“間断のない支援を継続できるか”という切り口でチェックすることが、今後の重要なポイントになってくると認識しているところです。

更には、この際、レジリエンスを高める取組への着手に先立ち、まず被災した自治体がどのように元の社会生活へ復元（回復）しようとしているのか、その過程やタイムスケジュールの粗筋を明確化することが肝要であり、その後、支援の根拠として粗筋を協議会内で共有し、粗筋に基づき協議会市町が逆行的に防災対策を提案または平素から支援の準備を行っていく体制作りが、今後の本市をはじめとする協議会の舵取りをする上で重要なポイントとなってくると考えています。

以上、これからの後方支援計画等の深化の方向性について最後に紹介しました。

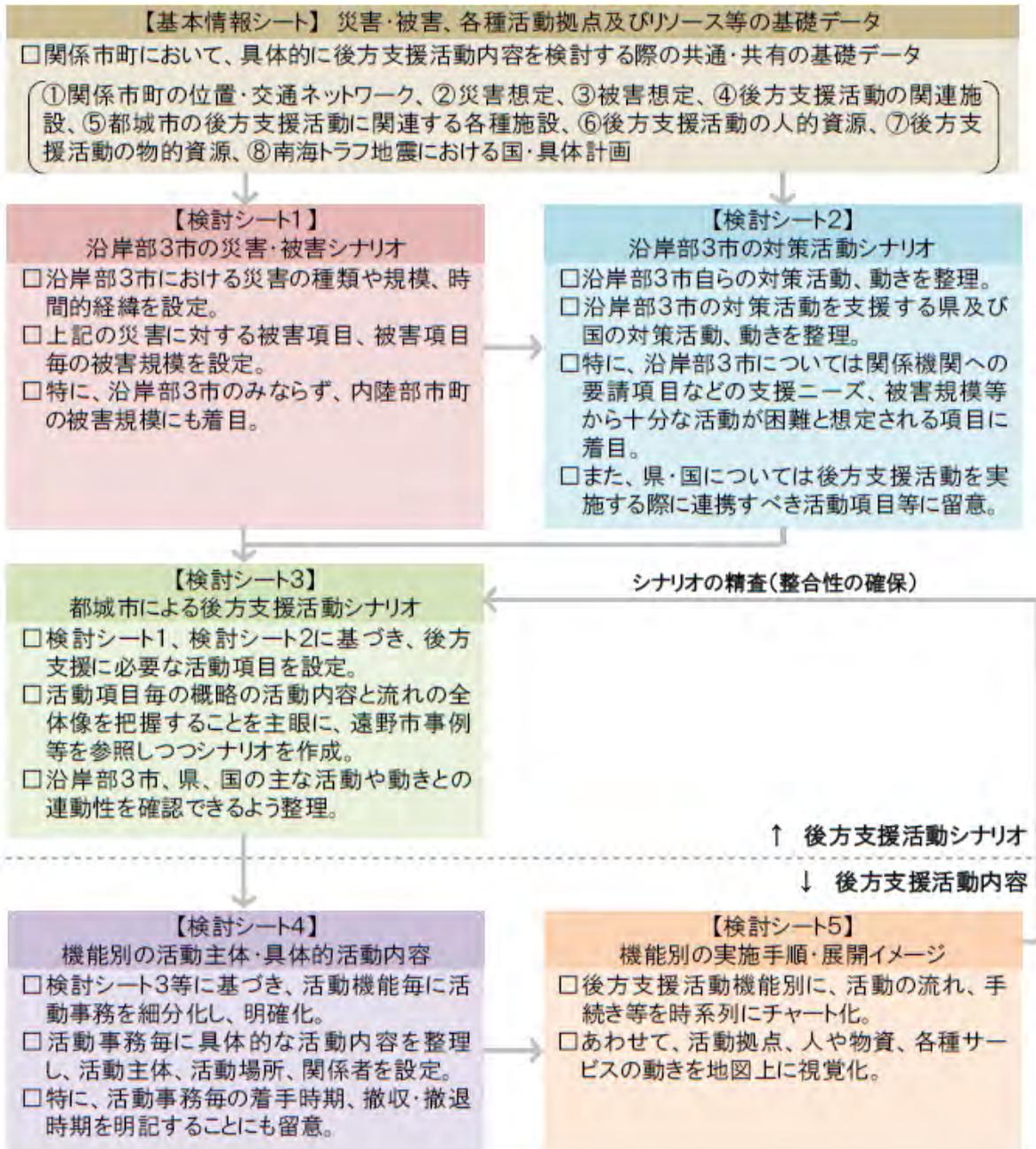
結びに、このような報告の機会をいただいたこと対して重ねて深謝申し上げ、後方支援計画に関する寄稿を終わります。

計画策定の手順・構成



【参考資料2】

基本情報シート及び検討シートの構成・ポイント

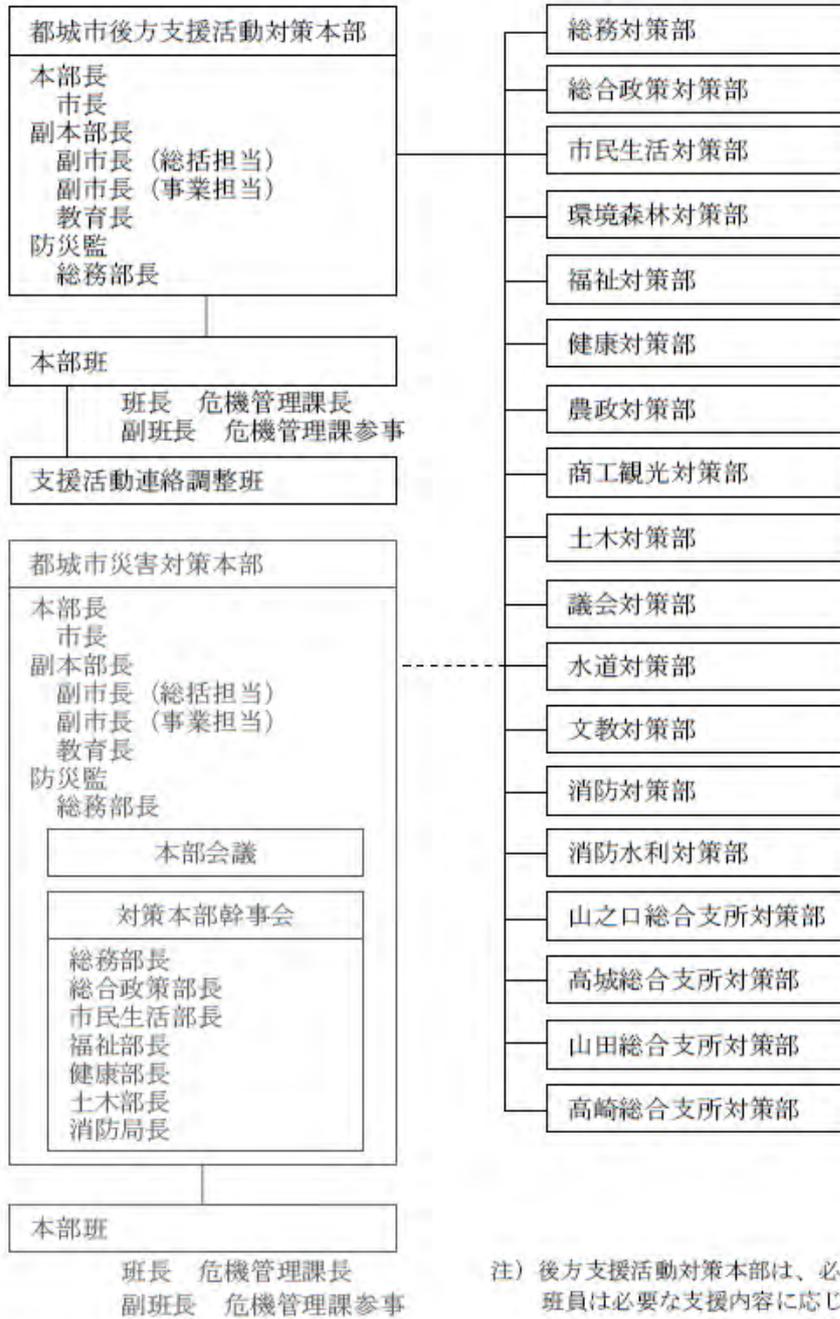


後方支援活動機能の体系



【参考資料4】

都城市後方支援活動対策本部の組織体制



注) 後方支援活動対策本部は、必要に応じて設置するものとし、班員は必要な支援内容に応じて関係する課員で構成する。

後方支援活動の全体像

